

## 帰敬式に関する条例

(平成七年六月二十二日)  
条例公示第三号

改正 平九・六・二三条例公示九

(趣旨)

**第一条** この条例は、真宗大谷派宗憲第八十二条第二項の規定の実を挙げるため、同第十二条第四項ただし書に基づき、普通寺院の住職(以下「住職」という。)又は教会主管者が帰敬式を行うために必要な事項を定める。

(受式者)

**第二条** すべて門徒は、この条例の定めるところにより、自己の所属する寺院、教会を経て、当該住職又は教会主管者による帰敬式を願い出ることができる。

(執行者)

**第三条** この条例による帰敬式の執行は、住職、教会主管者又はその代務者に限る。

**2** 前項の帰敬式の執行について、適正を期するため、別に定める講習を行う。

(執行者のつとめ)

**第四条** この条例による帰敬式を執行しようとする住職、教会主管者又はその代務者は、それぞれ帰敬式の本旨に則り、教法聞思と宗門帰依の実を挙げるようつとめなければならない。

(申請)

**第五条** 第二条による願い出を受けた住職、教会主管者又はその代務者は、その帰敬式の執行に先立ち、その都度別に定めるところにより申請し、あらかじめ宗務総長の承認を受けなければならない。

(法名)

**第六条** この条例による帰敬式の法名の授与は、すべて本山が交付する法名紙により行う。

**2** 法名紙の交付は、別に定めるところにより、当該寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者が受式者に伝達する。

(受式者のつとめ)

**第七条** この条例による帰敬式を受式した者は、常に真宗本廟崇敬の念に基づき、本廟に奉仕して聞法研修しなければならない。

(開教区の帰敬式)

**第八条** 開教区の別院、普通寺院又は教会において行う帰敬式

については、その都度宗務総長が定める。

(達令への委任)

**第九条** この条例の施行に必要な手続等に関する事項は、達令で定める。

**附 則**

この条例の施行期日は、宗務総長が達令で定める。

**附 則** (平成九年六月一三日条例公示第九号) 抄

この条例は、平成九年七月一日から施行する。

---